

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年12月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100329号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100056号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金の記録が1か月空白になっているが、請求期間も継続してA社に勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された経歴書、事業主の回答及び陳述並びに同僚の給与明細書から、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務(昭和47年6月1日にA社から同社C支店に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A社における昭和47年4月のオンライン記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和47年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保

険事務所は、請求者の昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100330 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100057 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 47 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 7 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 47 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 47 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金の記録が 1 か月空白になっているが、請求期間も継続して A 社に勤務していたので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

事業主から提出された経歴書、事業主の回答及び陳述並びに同僚の給与明細書から、請求者は請求期間において A 社に継続して勤務 (昭和 47 年 6 月 1 日に A 社から同社 C 支店に異動) し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A 社における昭和 47 年 4 月のオンライン記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 47 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、昭和 47 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和 47 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保

険事務所は、請求者の昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100262 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2100024 号

第 1 結論

昭和 55 年*月から昭和 57 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年*月から昭和 57 年 4 月まで

私の母は、私が 20 歳となった昭和 55 年*月頃に A 市役所又は同市 B 出張所で国民年金の加入手続きを行い、母が国民年金保険料を 3 か月毎に納付してくれていたと思う。私が就職した昭和 56 年 7 月に年金手帳を会社に提出した記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、両親は几帳面な性格なので、一人娘である私の国民年金保険料を納付してくれていたと思うと陳述している。

しかしながら、請求者の保有する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号「*」は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日（昭和 57 年 4 月 26 日）及び当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得年月日により、昭和 57 年 4 月に国民年金の加入手続きが行われたものと推認できることから、当該払出時点で、請求期間の国民年金保険料を遡及して納付することは可能であったが、20 歳の時に国民年金の加入手続きを行い、請求期間当時に母が保険料を 3 か月毎に納付してくれていたとする請求者の主張と相違している。

また、請求者が 20 歳となった昭和 55 年*月から請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 57 年 4 月 26 日までの期間に係る A 市の国民年金手帳記号番号払出簿の確認、及び社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったものの、請求者に上記記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市の納付状況リスト（昭和 59 年 5 月 10 日作成）によると、請求期間は未納であり、現在請求者が居住する C 町の国民年金被保険者名簿においても、請求期間は未納であることが確認できる。

さらに、請求者自身は、国民年金の加入手続き及び請求期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の保険料を納付してくれたとする請求

者の母は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができないことから、請求者の請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な状況は不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求者が請求期間の保険料を納付していた事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100265号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100058号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月1日から昭和61年5月1日まで

私は、A社に、臨時職員として昭和60年4月1日に採用され、昭和62年3月31日に退職するまで継続して勤務したが、厚生年金保険の記録では、昭和61年5月1日に被保険者資格を取得したこととされ、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者が記憶する複数の同僚の陳述により、請求者は請求期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、回答のあった同僚のうちの一人は、請求期間当時、A社において、臨時職員であった旨陳述しているものの、同社に係るオンライン記録には、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録はない上、請求者が氏名をあげた他の臨時職員についても、被保険者記録は確認できず、連絡先が不明なため、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求期間にA社の厚生年金保険被保険者であった者は、前述の同僚以外は既に亡くなっている上、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B県の機関として存続しているC社は、請求期間当時の資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。